備考）1　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合において適用する。

2　「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、ＪＩＳ　Q14021の7.8.1.1ａ）2)「ポストコンシューマ材料」の定義による。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が４Ｌ／回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が8.5Ｌ／回以下であること。

備考）自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。

備考）1　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2　再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表３【建設機械】

品目名	判　断　の　基　準　等
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表１に掲げる値以下のものであること。 （別表１） 対象物質(単位)／出力区分　ＨＣ（g／kW・h）　NO_x（g／kW・h）　ＣＯ（g／kW・h）　黒煙（%） 7.5～ 15kW未満　2.4　12.4　5.7　50 15～ 30kW未満　1.9　10.5　5.7　50 30～272kW以下　1.3　9.2　5.0　50 備考）「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年５月25日成立、平成18年４月１日施行）において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月１日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。
低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表２に掲げる値以下のものであること。 （別表２）

機　種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	Ｐ＜ 55	102
	55≦Ｐ＜103	105
	103≦Ｐ	105
バックホウ	Ｐ＜ 55	99
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ＜206	106
	206≦Ｐ	106
ドラグライン クラムシェル	Ｐ＜ 55	100
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ＜206	107
	206≦Ｐ	107
トラクターショベル	Ｐ＜ 55	102
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	Ｐ＜ 55	100
	55≦Ｐ＜103	103
	103≦Ｐ＜206	107
	206≦Ｐ	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	Ｐ＜ 55	98
	55≦Ｐ＜103	102
	103≦Ｐ	104